

文部科学省告示第百四十六号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示
第一次に掲げる告示の規定中「第五十二条」を「第八十三条」に改める。

一 大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号）第九号ロ

二 短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十九号）第九号ロ

第二次に掲げる告示の規定中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

一 社会教育主事講習等規程の規定に基づく学修を定める件（平成八年文部省告示第百四十七号）第五号

二 学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を指定する件（平成八年文部省

告示第百五十号）第七号

三 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件（平成十一年文部省告示第百八十四号）第一項第五号口

第三 次に掲げる告示の規定中「別表第三の二備考第五号」を「別表第四備考第五号」に改める。

一 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十年文部省告示第百五十四号）第一項第一号口

二 連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十六年文部科学省告示第六十一号）第一項第一号口

第四 次に掲げる告示の規定中「~~選定~~」を「~~選定~~」に改める。

一 義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成十一年文部省告示第十五号）第1章

二 高等学校教科用図書検定基準（平成十一年文部省告示第九十六号）第1章

第五 次に掲げる告示の規定中「第七十条第一項第四号」を「第一百五十五条第一項第四号」に、「第七十条の二第三号、第七十条の六第三号、第七十条の七第二項、第七十条の八」を「第一百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条」に、「第七十二条の五第五号」を「第百七十七条第五号」に改める。

一 外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において

位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第百七十六号）第一条

二 外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十七年文部科学省告示第九号）前文

第六 次に掲げる告示の規定中「第六十九条第三号」を「第百五十条第三号」に改める。

一 専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件（平成十七年文部科学省告示第百三十七号）前文

二 学校教育法施行規則第六十九条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）題名及び本則

第七 次に掲げる告示の規定中「第七十条第一項第五号」を「第百五十五条第一項第五号」に改める。

一 専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）前文

二 学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）題名及び本則

第八 次に掲げる告示の規定中「第六十八条」を「第百三条」に改める。

一 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）第一の一の（二）のイ及び第四の一

二 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）第一の一の（二）のイ及び第四の一

第九 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

前文中「第六十九条第三号」を「第百五十条第四号」に改める。

第十 高等学校入学に関して中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

前文中「第六十三条」を「第九十五条」に改める。

第十一 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十八年文部省告示第五号）の一部を次のように改正する。

前文中「第七十条第一項第六号」を「第百五十五条第一項第六号」に改める。

第十二 医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和三十年文部省告示第三十九号）の一部を次の

ように改正する。

前文中「第七十条第一項第六号」を「第百五十五条第一項第六号」に改める。

第三号中「第六十五条第二項」を「第九十九条第二項」に改める。

第十三 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

前文中「第六十九条第一号」を「第百五十条第一号」に改める。

第十四 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（平成元年文部省告示第百十八号）の一部を次のように改正する。

前文中「第七十条の二第二号」を「第百五十六条第四号」に改める。

第十五 高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五号口中「第七十条の二」を「第百十五条」に改める。

第十六 在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十九条、第三十七条又は第四十六条」を「第三十二条、第四十七条又は第五十六条」に改める。

第十条中「昭和二十三年文部省令第一号」を「平成十六年文部科学省令第二十号」に、「第八条」を「第七条」に改める。

第十一条第一項中「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第三項中「第八条第一号イから又まで」を「第二十条第一号イから又まで」に改める。

第十五条中「第十五条第一項各号」を「第二十八条第一項各号」に改める。

第十七 学校教育法施行規則第七十三条の二十一の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）の一部を次のように改正する。

件名中「第七十三条の二十一」を「第四百十条」に改める。

本文中「第七十三条の二十一各号」を「第四百十条各号」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

1 中「心身の故障」を「障害」に改め、2 中「心身の故障」を「障害」に、「第七十三条の二十一第一号から第五号まで」を「第四百十条第一号から第五号まで」に改める。

第十八 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十二条の三第一項」を「第二百二十五条第一項」に改める。

第十九 社会教育に係る職及び社会教育に係る事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第四百十八号）の一部を次のように改正する。

三の１中「園長を含む。」の下に「、副校長（副園長を含む。）」を、「教頭」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を加え、三の２中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

第二十 学校教育法施行規則第六十三条の四各号の規定により別に定めることとされた学修について定める件（平成十年文部省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

件名中「第六十三条の四各号」を「第九十八条各号」に改める。

第一項中「第六十三条の四第一号」を「第九十八条第一号」に改め、同項第一号中「における」の下に「学校教育法第一百五条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程における学修及び」を加え、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「専門課程における」の下に「学校教育法第三百三十三条において準用する同法第一百五条に規定する特別の課程における学修及び」を加える。

第二項中「第六十三条の四第二号」を「第九十八条第二号」に改める。

第三項中「第六十三条の四第三号」を「第九十八条第三号」に改める。

第二十一 大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件（平成十年文部省告示

第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

前文中「第七十七条の八第一項第二号」を「第八十六条第一項第二号」に改める。

第二十二 幼稚園教育要領(平成十年文部省告示第七十四号)の一部を次のように改正する。

第1章の1中「第77条」を「第22条」に、同章の2中「第78条」を「第23条」に改める。

第二十三 中学校学習指導要領(平成十年文部省告示第七十六号)の一部を次のように改正する。

第2章第10節中「第53条第3項」を「第72条第3項」に改める。

第二十四 高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則1中「学校教育法施行規則」を「学校教育法第〇の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係法令の整備等に関する省令(平成19年文部科学省令第 号)による改正前の学校教育法施行規則」に改める。

第二十五 特別支援学校幼稚部教育要領(平成十一年文部省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

第1章の1中「第71条」を「第72条」に改める。

第二十六 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成十一年文部省告示第六十一号)の一部を次のように改正する。

第1章第1節の1中「第18条各号」を「第30条第1項」に、「第36条各号」を「第46条」に改め

る。

第二十七 特別支援学校高等部学習指導要領（平成十一年文部省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

第1章第1節中「~~第71条~~」を「~~第72条~~」に改め、同節の1中「~~第42条~~」を「~~第51条~~」に改める。

第二十八 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成十三年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

前文中「第六十九条の五第四号」を「第百五十四条第五号」に改める。

第一号中「第六十九条の五第一号」を「第百五十四条第一号」に改める。

第二十九 原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則（平成十四年文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「学校（」の下に「幼稚園、」を加え、「、高等専門学校及び幼稚園」を「及び高等専門学校」に改める。

第三十 学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十五年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則及び第二号中「第二十四条第一項、第二十四条の二若しくは第二十五条」を「第五十条第一

項、第五十一条若しくは第五十二条」に、「第五十三条から第五十四条の二まで」を「第七十二条から第七十四条まで」に、「第五十七条若しくは第五十七条の二」を「第八十三条若しくは第八十四条」に、「第六十五条の四から第六十五条の六まで」を「第一百七条から第一百九条まで」に、「第六十五条の十一」を「第一百十四条」に、「第七十三条の七から第七十三条の十まで」を「第二百二十六条から第二百二十九条まで」に改める。

第三十一 教育課程に関し学校教育法施行規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における特別支援学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

件名中「第七十三条の九又は第七十三条の十」を「第二百二十八条又は第二百二十九条」に改める。

第三十二 学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十七年文部科学省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

第一号中「第二十四条第一項、第二十四条の二又は第二十五条」を「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」に改める。

第二号中「第五十三条、第五十四条」を「第七十二条、第七十三条」に、「第十三条第三項」を「第二十六条第三項」に、「第六十五条の十四」を「第一百七条」に、「第六十五条の四」を「第

百七条」に、「第五十四条の三第二項」を「第七十五条第二項」に、「第五十四条の四」を「第七十六条」に、「第五十四条の二」を「第七十四条」に改める。

第三号中「第五十七条又は第五十七条の二」を「第八十三条又は第八十四条」に改める。

第四号中「第六十五条の四又は第六十五条の五第一項」を「第一百七十七条又は第一百八条第一項」に、「第五十三条若しくは第五十四条の二」を「第七十二条若しくは第七十四条」に、「第六十五条の五第二項」を「第一百八条第二項」に、「第五十七条又は第五十七条の二」を「第八十三条又は第八十四条」に改める。

第三十三 教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件（平成十七年文部科学省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十七条若しくは第五十七条の二」を「第八十三条若しくは第八十四条」に、「第六十五条の五第二項」を「第一百八条第二項」に、「第六十三条の二」を「第九十六条」に、「第六十条の十第三項」を「第一百三十三条第三項」に改める。

第三十四 外国の大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十七年文部科学省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

前文中「第七十条第二項第五号、第七十条の二第三号、第七十条の七第二項、第七十条の八及び第七十二条の五第五号」を「第百五十五条第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条及び第百七十七条第五号」に改める。

第三十五 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

一の2の(四)の(2)中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三十六 外国の大学又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十八年文部科学省告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

前文中「第七十条の六第三号、第七十条の七第二項及び第七十条の八」を「第百六十条第三号、第百六十一条第二項及び百六十二条」に改める。

第三十七 外国の大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十八年文部科学省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

前文中「第七十条第一項第四号、第七十条の二第三号、第七十条の六第三号及び第七十条の八」を「第百五十五条第一項第四号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号及び第百六十二条」に改

める。

附 則

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第十九中社会教育に係のある職及び社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定三の1の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。